



2019年4月26日

各 位

会 社 名 日本電気株式会社

代表者名 代表取締役執行役員社長兼CEO 新野 隆  
(コード番号 6701 東証第一部)

問合せ先 コーポレートコミュニケーション本部長 飯森 亜樹子  
(TEL 03-3798-6511)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月24日開催予定の当社第181期定時株主総会に定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社が、今後の成長領域であるヘルスケア事業領域において、最新技術を活用した医療システム事業に加えて創薬関連事業をさらに推進し、社会ソリューション事業を拡大していくため、事業目的として第2条第5号を新設しようとするものであります。
- (2) 株主総会の運営の柔軟性を確保するため、第12条及び第15条を変更しようとするものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. (略)</p> <p>～</p> <p>4. (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>4. (現行どおり)</p>

<p>5. インターネット等のネットワークを利用した通信販売業、集金代行業、旅行業、損害保険代理業、生命保険募集業、放送業及び警備業</p> <p>6. 建設工事の請負</p> <p>7. 前各号に定めた業務の増進、処理、遂行に必要な一切の行為</p> <p>8. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合隨時これを招集する。</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、取締役会で定めた<u>代表取締役</u>がこれを招集し、当該<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の<u>代表取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第 15 条 株主総会の議長は、取締役会で定めた<u>代表取締役</u>がこれに当り、当該<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の<u>代表取締役</u>がこれに当る。</p>	<p>5. 医薬品、医薬部外品、試薬その他の化学製品の製造及び販売その他の処分並びに医療支援サービス及び検査サービスの提供</p> <p>6. インターネット等のネットワークを利用した通信販売業、集金代行業、旅行業、損害保険代理業、生命保険募集業、放送業及び警備業</p> <p>7. 建設工事の請負</p> <p>8. 前各号に定めた業務の増進、処理、遂行に必要な一切の行為</p> <p>9. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合隨時これを招集する。</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、取締役会で定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、当該<u>取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の<u>取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第 15 条 株主総会の議長は、取締役会で定めた<u>取締役</u>がこれに当り、当該<u>取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の<u>取締役</u>がこれに当る。</p>
--	--

### 3. 日程

第 181 期定時株主総会開催日	2019 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2019 年 6 月 24 日 (予定)
	以 上

## 将来予想に関する注意

---

本資料に記載されているN E C グループに関する業績、財政状態その他経営全般に関する予想、見通し、目標、計画等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいております。これらの判断および前提是、その性質上、主観的かつ不確実です。また、かかる将来に関する記述はそのとおりに実現するという保証はなく、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。その要因のうち、主なものは以下のとおりですが、これらに限られるものではありません。

- ・ 経済動向、市況変動、為替変動および金利変動
- ・ N E C グループがコントロールできない動向や外部要因による財務および収益の変動
- ・ 企業買収等が期待した利益をもたらさない、または、予期せぬ負の結果をもたらす可能性
- ・ 戦略的パートナーとの提携関係の成否
- ・ 海外事業の拡大が奏功しない可能性
- ・ 技術革新・顧客ニーズへの対応ができない可能性
- ・ 製造工程に関する問題による減収または需要の変動に対応できない可能性
- ・ 製品・サービスの欠陥による責任追及または不採算プロジェクトの発生
- ・ 供給の遅延等による調達資材等の不足または調達コストの増加
- ・ 事業に必要となる知的財産権等の取得の成否およびその保護が不十分である可能性
- ・ 第三者からのライセンスが取得または継続できなくなる可能性
- ・ 競争の激化により厳しい価格競争等にさらされる可能性
- ・ 特定の主要顧客が設備投資額もしくはN E C グループとの取引額を削減し、または投資対象を変更する可能性
- ・ 顧客が受け入れ可能な条件でのベンダーファイナンス等の財務支援を行えない可能性および顧客の財政上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化
- ・ 優秀な人材を確保できない可能性
- ・ 格付の低下等により資金調達力が悪化する可能性
- ・ 内部統制、法的手続き、法的規制、環境規制、税務、情報管理、人権・労働環境等に関連して多額の費用、損害等が発生する可能性
- ・ 自然災害や火災等の災害
- ・ 会計方針を適用する際に用いる方法、見積および判断が業績等に影響を及ぼす可能性、債券および株式の時価の変動、会計方針の新たな適用や変更
- ・ 退職給付債務にかかる負債および損失等が発生する可能性

将来予想に関する記述は、あくまでも本資料の日付における予想です。新たなリスクや不確定要因は隨時生じ得るものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、新たな情報、将来の事象その他にかかわらず、当社がこれら将来予想に関する記述を見直すとは限りません。

---